【調査報告】

自治体に対するアンケート「衛生動物に関する対応の現状」調査の結果

Questionnaire survey on the efforts of municipalities to vermins

皆川恵子、武藤敦彦 Keiko MINAGAWA and Atsuhiko MUTO

【要約】自治体へのねずみや衛生害虫に対する相談件数、その対応方法、各自治体が行っている取り組み状況、駆除に使用している薬剤やその量、また、過去5年間の衛生動物に対応する担当人数や経費などをアンケート形式にて調査した。全都道府県、特別区、市町村、1874 自治体に対し、62.9%にあたる1179 自治体から回答を得た。その結果、住民からはハチやネズミの相談が多いこと、防除は一部委託も含めて PCO 等に委託している自治体が多いが、その内容等については評価している自治体は少ないこと、疾病媒介蚊に対する緊急時対応体制の構築、緊急時の対応マニュアル作成を行っていない自治体が多いこと、蚊の防除手段として薬剤を使用している自治体は少ないこと、防除薬剤の備蓄を行っている自治体は半数以下であること、薬剤散布機器を保有している自治体は半数程度であること、衛生動物対策関連の予算や担当者数は減少傾向にあること、などが明らかとなり、また、質問項目によっては、都道府県、保健所設置市・特別区、市、町村で回答内容が異なる傾向が認められた。国に対する要望事項としては、財政支援が最も多く、教育・研修制度の拡充、衛生動物対応のための法整備などについても挙げられていた。これらの結果から、国や自治体の連携、種々の衛生動物に対する対応が円滑に行えるような法整備などが必要と考えられた。

キーワード: 衛生動物、現状、アンケート、自治体

1. はじめに

ウエストナイル熱やデング熱の我が国への侵入が懸念される一方で、伝染病予防法が廃止されて感染症法が施行され、自治体における防除用薬剤の備蓄や駆除吏員の設置義務が無くなるなど、衛生動物媒介性疾患への対応、特に媒介動物の防除体制や緊急時の対応などについて懸念が示されている。また、環境の変化や人の意識の変化等によって、新たな害虫・獣問題が発生するようになってきており、それらへの対応についても十分とはいえない状況にあると考えられる。

このようなことから、自治体の衛生動物への対応の現状を知ること、それらの結果から問題点の 把握を行うことなどを目的としてアンケート調査を実施し、集計、解析を行った。

2. 方法

全都道府県、特別区及び市町村の関連部署にアンケートを発送(計 1,874 通)して回答を求め、 集計・解析した。

* 財団法人日本環境衛生センター 東日本支局環境生物部 Environmental Biology Dept., East Branch, JESC 質問は 28 項目で、その質問内容を要約して以下に示す。なお、下記の1)、4)及び5)については平成18年度の状況について回答を求めた。また、8)及び9)については、特にアンケートの質問には明記しなかったが、平成18年度の状況について回答されたものと思われる。

- 1) 害虫獣に関する住民からの相談状況について (種類・件数・集計状況等)
- 2)衛生動物に対する具体的な取り組み及び住民 に対する対応状況について(啓発活動・薬剤 配布・機器貸与・防除費用負担状況等)
- 3) 防除業者 (PCO) 等への防除業務の委託状況及びその実施内容等の評価について
- 4) 蚊の幼・成虫の発生状況等の調査の実施について
- 5) 蚊に対する殺虫剤の使用状況について(使用 の有無・薬剤の種類等)
- 6) 蚊媒介性疾患の発生時の対応について(防除 実施体制の構築、マニュアル作成状況等)
- 7) 住民からの蚊防除に関する問い合わせに対する対応内容について
- 8)殺虫剤の備蓄状況について(有無・量・種類等)
- 9) 散布(防除) 機器の保有状況について(種類・ 台数等)
- 10) 衛生動物対策に係る予算・担当者数について

11) 国への要望事項について

3. 結果および考察

3. 1 アンケート結果

1) アンケート回収状況及び集計方法

アンケートの発送数、回答数、回収率を表 1 に 示した。

表 1 アンケート回答状況

対象	発送数	回答数	回答率(%)
都道府県	47	32	68.1
特別区	23	19	82.6
保健所設置市	59	52	88.1
市	723	442	61.1
町	827	528	63.8
村	195	106	54.4
計	1,874	1,179	62.9

アンケートの回収率は、保健所設置市や特別区、 次いで都道府県で高かった。

集計は、都道府県、市、町村に分けて行った。 都道府県については、原則として、都道府県のみ で集計した値(域内の市町村の値は含まない)を 記載した。また、市については、政令指定都市、 中核市、政令で定める市は「保健所設置市」とし、 それ以外を市(保健所を設置していない市:以下 「市」とする)として別々に集計した。なお、特 別区(東京 23 区)は「保健所設置市」に含めて 集計した。この分類に従い、後述の集計結果等は、 原則として、都道府県(32 自治体)、保健所設置 市・特別区(71 自治体)、市(442 自治体)、町村 (634 自治体)別(自治体分類別)に示した。

2) 各設問の集計結果

各設問に対する回答の集計結果を図 1~23、表 2 及び 3 に示した。

以下に集計結果について要約して示す。

(1)住民からの相談件数、種類別の相談件数及 びその集計について (図 $1\sim3$ 参照)

住民からの衛生動物に関する平成 18 年度の相談受付件数は、アンケートに回答があった全自治体の合計で 147,692 件であった。「年間 301 件以上の相談がある」と回答した自治体は、保健所設置市・特別区でその割合が高く、次いで都道府県

であった。一方、市や町村における件数は少なく、年間 100 件以下の割合が、市で約 70%、町村では約 90%で、全く相談がない自治体もそれぞれ約 10% と 30% あった(図 1)。

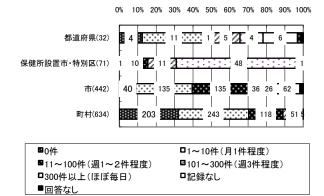
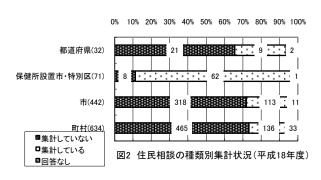


図1 衛生動物に関する住民からの相談件数(平成18年度)

相談の種類別集計については、保健所設置市・特別区では90%近くの自治体が行っていたが、都道府県、市及び町村では70%前後の自治体で集計が行われていなかった(図2)。



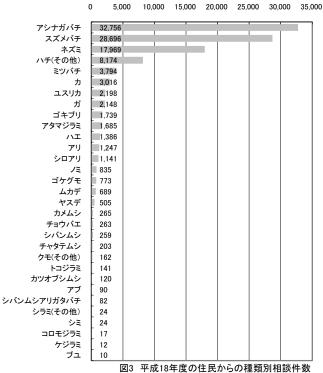
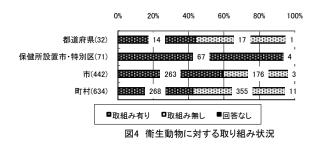


図3 平成18年度の住民からの種類別相談件 (都道府県を除く市町村の数値の合計)

種類別の相談件数(図 3)については、都道府 県の中に市町村等の集計結果を取りまとめて報 告してきたと思われる自治体があったため、都道 府県の件数を除いたものを示した。

相談件数は、アシナガバチやスズメバチなどのハチ類が多く、次いでネズミが多かった。相談があった種類は多岐に渡り、図3に示した以外にもヒラタキクイムシ、ダニ、ハクビシン、コウモリ、カラス、ハト、ヘビなどが挙げられていた。なお、ゴケグモ類は関西地域で、ヤスデはヤンバルトサカヤスデが侵入していると思われる地域での相談件数が多い傾向がみられた。

(2)衛生動物に対する具体的な取り組み状況及び住民に対する啓発活動・薬剤配布・機器貸与・防除費用負担などの対応について(図 4~7 参照)



衛生動物に対し「何らかの取り組みをしている」 と回答した自治体は、保健所設置市・特別区では 約 95%と高かったが、市では約 60%、都道府県 や町村は 40%程度と低かった(図 4)。

取り組みを行っている自治体での住民に対する活動としては、薬剤の配布や機器類の貸し出しが最も多く、次いで防除業者の紹介、防除の実施、防除費用の負担、パンフレットの配布の順であった(図 5)。また、「その他」としては、側溝の消毒、解体工事に伴う防除対策指針の作成等があった。

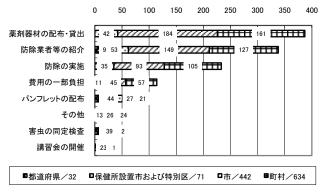
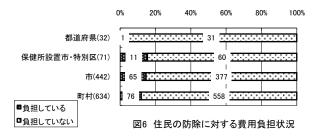


図5 衛生動物関連の取り組み(対住民)

自治体が自ら防除を実施している害虫は、スズメバチが 63 自治体、その他ハチ類が 60、蚊(幼虫含む) 54、ユスリカ 32、ハエ(幼虫含む) 18、ガ(毛虫含む) 14、ヤスデ 13、アメリカシロヒトリ 12、ネズミ(野ネズミ含む) 11、ゴキブリ 8、ダニ 6、セアカゴケグモ 4、カメムシ 4、ノミ 3、ムカデ 2、ヤマビル 2 などで、他に、トビケラ、ツツガムシ、アブ、チョウバエ、シロアリ、ブユなどがあり、全般と回答した自治体が 2 か所あった。



住民の防除に対する費用の負担状況について は、実施している自治体は少なく、負担している 自治体の割合が高かった保健所設置市や市でも 15%程度であった (図 6)。負担の状況は自治体 によって様々であった。対象種としては、スズメ バチなどのハチ類に関するものが 70 自治体で最 も多く、次いで蚊が20自治体、ハエ17、ネズミ 10、ヤスデ7、アメリカシロヒトリ6、ユスリカ 5、カメムシ 5 自治体などで、他にゴキブリ、チ ョウバエ、クモ、ノミ、シロアリなどが挙げられ、 30 の自治体が全般と回答した (図 7)。費用負担 については、割合で回答があった自治体では薬剤 購入費の 15%とした自治体や全額負担すると回 答した自治体など、さまざまであった。また、支 給する金額については、多くの自治体が 2,000 円 程度から 20,000 円程度と回答したが、特殊なケ

ースではシロアリ防除に対して上限150,000円という自治体もあった。また、薬剤費のみについての補助、個人ではなく自治会等で実施する防除への補助を行っている自治体や、年間予算の枠内で上限を決めて補助を行っている自治体があった。

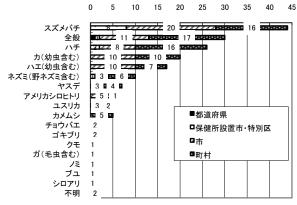


図7 住民の防除に対して補助を行っている自治体数

(3) 防除業者(PCO)等への防除業務の委託 状況及びその実施内容等の評価の実施に ついて(図8参照)

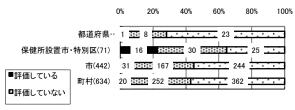
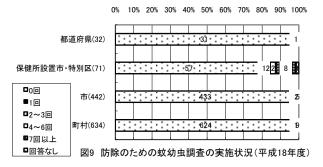


図8 PCO等への防除委託状況とその方法や結果の評価状況

衛生動物の防除を防除業者(PCO)等に委託 (一部委託も含む)している自治体は最も多い保 健所設置市・特別区で約65%、最も少ない都道府 県でも30%弱で、多くの自治体が種々の防除作業 を委託していたが、一方で、委託した防除の方法 や防除結果の評価を実施している自治体は、最も 高い保健所設置市・特別区でも、防除を委託して いる自治体の約35%、市では16%、都道府県が 11%、町村では7%と低かった。

(4) 蚊に対する対応について (図 9~19 参照) ①防除に係る発生状況調査について (図 9、12)

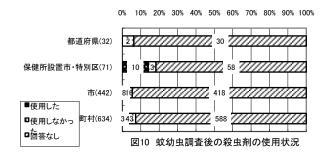


平成 18 年度に幼虫や成虫の調査を実施した自治体は少なく、幼虫調査に関しては、都道府県、市、町村では 95%以上の自治体が 0回と回答し、最も多かった保健所設置市・特別区でも 1回以上実施した自治体は約 20%にとどまった。一方で、都道府県で 1、保健所設置市で 8、市で 2 自治体が 7回以上と回答した。

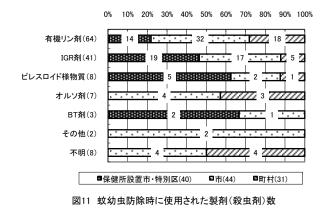
成虫調査に関しても実施している自治体は少なかったが、幼虫とは若干異なり、実施している自治体の割合は、都道府県で約15%と最も高く、次いで保健所設置市・特別区の約13%であった。市と町村は、幼虫調査と同様に、実施していると回答した自治体の割合は前者で1.1%、後者で0%と低かった。一方で、都道府県で3、保健所設置市・特別区で5、市で3自治体が7回以上と回答した。

なお、成虫の調査方法として挙げられていたものは、ライトトラップは13、炭酸ガス(ドライアイス)トラップが12、粘着トラップが4自治体で、その他として暗渠内調査、目視、ドライアイス+LED光ライトトラップなどがあった。

②蚊の防除への殺虫剤の使用状況について(図 10、11、13、14)



蚊の防除に殺虫剤を使用した自治体は、全自治体に対する割合で見ると少なかったが、調査を実施した自治体(上記①)では、殺虫剤を使用している割合が高いと考えられた(幼虫:図 9·10、成虫:図 12·13)。



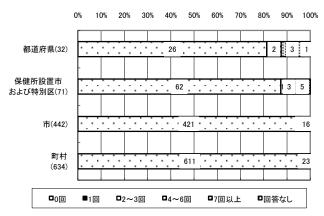
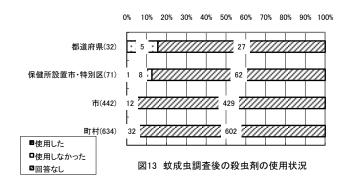


図12 防除のための蚊成虫調査の実施状況(平成18年度)



用いられている殺虫剤は様々であったが、幼虫に対しては有機リン剤や昆虫成長制御(IGR)剤が多く、成虫に対しては有機リン剤が多かった(図 11、14)。

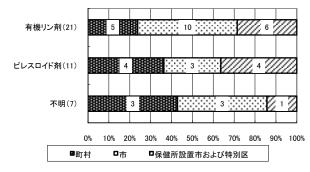
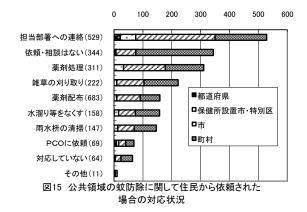


図14 蚊成虫防除時に使用された製剤(殺虫剤)数

③住民からの蚊の防除依頼・相談に対する回答状況について(図15、16)



公共場所に発生した蚊に関しては、図 15 に示すように、「担当部署への連絡」が最も多く、次いで「薬剤散布」、「雑草の刈り取り」の順であった。依頼や相談がないとする自治体は、都道府県で約 20%、市で 16%、町村で 42%あったが、保健所設置市・特別区では 1%程度であった。また、

64の自治体が「対応していない」と回答した。

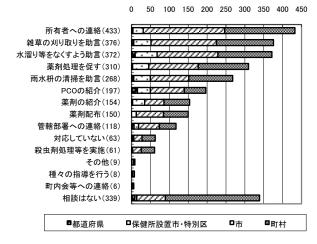


図16 個人領域の蚊防除に関して住民から相談があった場合の対応状況

個人領域に発生した蚊の場合は、「管理者や所有者への連絡」が最も多く、次いで「雑草の刈り取りの助言」、「水溜り(発生源)をなくすよう助言」、「薬剤処理の助言」の順で、PCOを紹介したり、薬剤を配布したりする自治体も多かった。また、「相談がない」とした自治体が339自治体あり、「対応していない」とした自治体が63あった。

④ウエストナイル熱等発生時の対応について(図 17~19) ウエストナイル熱等の蚊媒介性疾患が発生した際の緊急時対応について、その体制が構築されている自治体は少なく、回答があった自治体のうちの都道府県で6.3%、市で6.1%、町村で1.9%、最も高い保健所設置市・特別区でも16.9%であった(図17)。

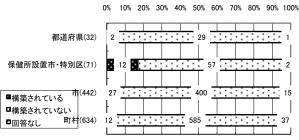


図17 ウエストナイル熱等発生時の蚊防除に対応するため の体制の構築状況

緊急時対応マニュアルを作成している自治体も少なく、都道府県で12.5%、市で14.1%、町村で0.8%であり、最も高い保健所設置市・特別区でも14.1%であった(図18)。なお、マニュアルの記載内容としては、化学的防除法を記載している自治体が22、調査法が13、環境的防除法が11、物理的防除法が7、その他が11であった。その他としては、実施体制や役割分担、相談対応、参考図書などが挙げられていた。

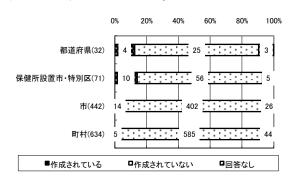


図18 ウエストナイル熱等発生時等の対応マニュアル の作成状況

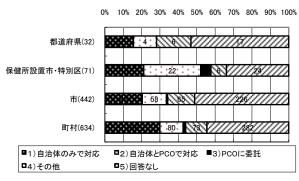


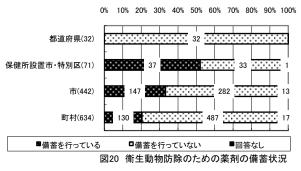
図19 緊急時の対応方法

緊急時の対応については、都道府県や市、町村では「自治体のみで対応」とする回答が「PCOと

自治体で対応」とする回答を上回ったが、保健所設置市・特別区では「PCOと自治体で対応」とする回答が「自治体のみで対応」とする回答を上回った。また、「PCOに委託」と回答した自治体もあった(図 19)。なお、その他としては、「未定」、「都道府県や国と連携して実施する」とした回答が多かった。

(5)薬剤(殺虫・殺鼠剤)の備蓄について(図 20、21参照)

「薬剤の備蓄を行っている」と回答した自治体は、都道府県にはなく、保健所設置市・特別区で52%、市で33%、町村で21%であった(図20)。



備蓄している薬剤は様々であったが、有機リン剤が最も多く、次いでピレスロイド剤、抗凝血性殺鼠剤、昆虫成長制御(IGR)剤、オルソ剤の順であった(図 21)。

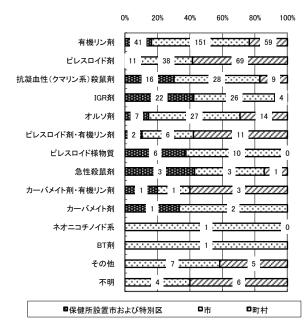


図21 衛生動物防除のために備蓄されている製剤数

備蓄している薬剤の総合計量は有機リン剤が最も多く、固型殺虫剤 8,060kg、液剤 25,244L であり、次にピレスロイド剤・有機リン混合剤が、固型剤 104kg、液剤が 12,500L であった。なお、

固型殺虫剤には粉剤、粒剤、水和剤、発泡剤、殺 鼠剤を、液剤には乳剤、油剤、エアゾール剤を含 んでいる。(表 2)

表 2 備蓄薬剤の合計

備蓄殺虫剤・殺鼠剤の種類	固型剤(kg)	液剤 (L)
有機リン剤	8,060	25,244
ピレスロイド剤	6	3,016
IGR 剤	1,525	924
カーバメイト剤	30	86
急性殺鼠剤	30	
抗凝血性(クマリン系)殺鼠剤	2,427	
オルソ剤	340	1,387
ピレスロイド様製剤	182	44
BT 剤	156	3,855
ネオニコチノイド系	703	559
ピレスロイド・有機リン混合剤	150	
カーバメイト・有機リン混合剤	5	
不明	104	12,500
その他	324	

固型殺虫剤の合計備蓄量は保健所設置市および特別区では 8,275kg、保健所設置市以外の市では 4,818kg、町村では 948kg であった。それぞれ

表3 固型剤の自治体別合計、平均、最大、最小量

	保健所設置市 および特別区	市	町村
対象自治体数	55	89	33
合計備蓄量(kg)	8,275	4,818	948
平均備蓄量(kg)	150	54	29
最大備蓄量 (kg)	1830	500	150
最小備蓄量 (kg) *	0.7	0.05	0.6
有効成分別 平均備蓄量 (kg)			
有機リン剤	350	78	36
IGR 剤	51	41	5
オルソ剤		10	28
カーバメイト剤		30	
その他		85	
ピレスロイド剤		6	
ピレスロイド・有機リン剤合剤			52
ピレスロイド様製剤	43	106	
不明		71	20
BT 剤		150	
カーバメイト・有機リン混合剤	228	72	12
ネオニコチノイド系		5	

	_[1
急性殺鼠剤	0	15	
抗凝血性(クマリン系)殺鼠剤	110	25	27

の対象役所数は 55、89、33 であるので、平均備蓄量は保健所設置市では 150kg、市では 54kg、町村は 29kg となり、保健所設置市および特別区の備蓄量が多い結果となった。(表 3)

表 4 液剤の自治体別合計、平均、最大、最小量

	保健所設置市 および特別区	市	町村
対象自治体数	46	160	107
合計備蓄量(L)	11,451	32,361	3,804
平均備蓄量(L)	249	202	36
最大備蓄量(L)	1,209	8,000	360
最小備蓄量(L)*	12.5	0.3	0.3
有効成分別 平均備蓄量 (L)			
有機リン剤	309	144	50
IGR 剤		231	
オルソ剤	311	97	17
カーバメイト剤	86		
ピレスロイド剤	41	104	8
ピレスロイド・有機リン混合剤	279	2,158	128
ピレスロイド様製剤	273	4	
その他		630	42
不明			15

同様に、液剤の場合では合計備蓄量は保健所設置市および特別区では 11,451L、保健所設置市以外の市では 32,361L、町村では 3,804L であった。それぞれの対象役所数は 46、160、107 であるので、平均備蓄量は保健所設置市では 249L、市では 202L、町村は 36L となり、保健所設置市および特別区の備蓄量が多い結果となった。(表 4)

(6) 防除機器の保有状況について(図 22 参照)

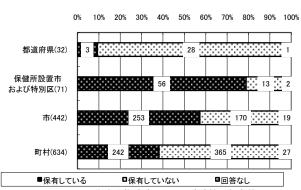


図22 衛生動物防除のための防除機器保有状況

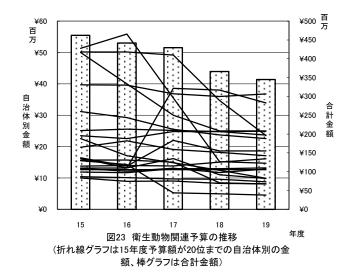
「殺虫剤の散布機器等の防除機器を保有している」と回答した自治体は、都道府県では約9%であったが、町村では38%、市では57%、最も高かった保健所設置市・特別区で79%であった。保有している機器は、動力式噴霧器、全自動噴霧器、煙霧機が多く、保有台数は、「保有している」と回答があった552自治体のうち、10台以下が402自治体、11~50台が139自治体、51~200台が11自治体であった。

保有している機器類の台数は合計で 5,412 台であった。そのうち、噴霧機が 966 台で最も多く、次いで、煙霧機が 816 台、煙霧・ULV機が 590台、ミスト・煙霧機が 490台となった。また、動力源のみの回答で、機器名が書かれていなかったため、種別が判定できなかった機器が 2,000 台あった。(表 5)

表 5 防除機器の保有状況						
機器	都道府県 (台)	保健所設置市・ 特別区(台)	市 (台)	町村 (台)		
噴霧機	25	315	551	75		
煙霧機		26	550	240		
煙霧・ULV 機		51	341	198		
ミスト・煙霧機		125	230	62		
ミスト機		31	156	141		
散粒粉機		26	92	44		
ミスト・ULV 機		10	35			
ULV 機		5	13	4		
散粒粉・ミスト機		11	4	4		
散布機以外		31	11	5		
不明	67	583	850	500		

(7) 衛生動物対策に係る予算・担当者数について(表 6、7、図 23 参照)

衛生動物対策に係る予算や担当者数の推移について、平成15年度から19年度の全てについて回答があった自治体の自治体分類別の集計結果(5年間の推移)を表6に示した。なお、この間、市町村合併があったため、集計の母数が若干異なっている。また、平成15年度の衛生動物関連予算額が回答自治体の上位20位までに含まれ、かつ、19年度までの5年分の回答があった自治体の自治体別の予算の推移とそれらを合計した金額を図23に示した。



5年間の全般的な推移を見ると、衛生等物関連 全体予算、薬剤予算、機器予算、担当者数ともに 減少傾向にあり、平成 15年度と 19年度を比較す ると、全体予算で 19年度は 15年度に比べて 16.8%減、薬剤予算で 18.7%減、機器予算で 18.0%減、担当者数で 3%減、兼務者数で 0.3%減 であった (表 6)。

表6 平成15~19年度の衛生動物関連予算と担当者数の推移 (5年分全てについて回答があった自治体の合計値)

	/- / / · -						
項目	自治体分類	集計対象自治	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	都道府県	15	6,679	4,851	3,941	3,201	2,920
衛生動物関	保健所設置市·特別	36	360,786	385,091	386,554	384,981	355,568
連 全体予算	市	164	252,326	237,583	232,605	214,938	207,800
(千円)	町村	303	212,898	197,004	160,453	132,064	126,146
	ž†	518	832,689	824,529	783,553	735,184	692,434
	都道府県 保健所設置市·特別	10	0	0	0	0	0
THE SHALL THE AND	保健所設置市·特別	24	26,728	24,898	30,936	29,719	25,594
薬剤予算 (千円)	市	118	50,609	48,478	43,187	35,776	38,548
(TD)	町村	238	15,888	15,674	14,571	14,084	11,675
	B†	390	93,225	89,050	88,694	79,579	75,817
	都道府県 保健所設置市·特別	9	0	0	0	0	0
機器予算(千円)	保健所設置市·特別	25	4,994	4,617	4,816	4,517	3,645
	市	111	9,363	6,590	7,820	7,588	7,212
	町村	227	6,112	4,725	4,769	4,969	5,883
	BH BH	372	20,469	15,932	17,405	17,074	16,740
	都道府県 保健所設置市·特別	16	134	135	134	132	132
	保健所設置市·特別	44	389	384	371	360	356
担当者人数	市	182	448	439	452	461	461
	町村	335	603	587	584	577	573
ĺ	BH BH	577	1,574	1,545	1,541	1,530	1,522
兼務者人数	都道府県 保健所設置市·特別	18	169	170	171	169	169
	保健所設置市・特別	35	247	251	244	243	238
	市	157	388	386	400	409	407
	町村	324	577	569	567	578	563
ĺ	BH BH	534	1,381	1,376	1,382	1,399	1,377

なお、担当者数と兼務者数については、兼務者数を担当者数に含めて回答した自治体と、分けて回答した自治体があり、これらの実数については今回のアンケートでは明らかになっていないが、同一自治体は同じ基準でこれらの員数について回答していると考えられることから、担当者数及び兼務者数の推移は把握できていると思われる。自治体別に衛生動物関連全体予算を見ると(図 23)、自治体によっては増加している場合もあったが、多くの自治体で減少しており、19年度が15年度の1/3以下となっていた自治体も見られた。

	(凹合かめつに主	日心体の	日前及び十岁)	
項目	自治体分類	集計対象 自治体数	合 計	平 均
	都道府県	19	5,027	265
衛生動物関連	保健所設置市·特別区	63	565,290	8,973
全体予算	市町村	322	492,165 179,030	1,528 417
(千円)	町村	429	179,030	
	計(全平均)	833	1,241,512	1,490
	都道府県	12	0	0
薬剤予算	保健所設置市·特別区	45	61,849	1,374
采用 2 昇 (千円)	市	233	111,085 28,282	477 87
(117)	市 町村	324	28,282	87
	計(全平均)	614	201,216	328
	都道府県	11	0	0
世界る名	保健所設置市·特別区	47	7,723	164
機器予算 (千円)	市	226	24,386	108
(111)	町村	316	11,459	36
	計(全平均)	600	43,568	73
	都道府県	20	282	14.1
	保健所設置市·特別区	64	611	9.5
担当者人数	市	307	864	2.8
	町村	414	774	1.9
	計(全平均)	805	2,531	3.1
兼務者人数	都道府県	20	287	14.4
	保健所設置市·特別区	51	449	8.8
	市	268	780	2.9
	町村	406	868	2.1
	計(全平均)	745	2,384	3.2

表7 平成19年度の衛生動物関連予算と担当者数 (回答があった全自治体の合計及び平均)

平成 19 年度について、回答があった自治体の衛生動物関連の予算及び担当者、兼務者数を表 7 に示した。1 自治体当たりの予算額は全体予算、薬剤予算、機器予算ともに保健所設置市・特別区が最も高く、次いで市、町村の順であった。担当者数や兼務者数は都道府県で最も多く、次いで保健所設置市・特別区、市、町村の順であった。

(8) 国への要望事項

50 以上の自治体が国への要望事項を挙げていた。最も多かったものは財政支援に関するものであった。様々な要望があったが、主なものを要約して以下に示す。なお、() 内は回答自治体数を示す。

- 薬剤・防除機器購入・防除作業等に対する財政 支援 (14)
- ・都道府県または国による薬剤の備蓄・供給 (4)
- 教育・研修の拡充 (6)
- 対応マニュアル・ガイドライン (国としての統 一指針・基準)の作成(7)
- ・発生・相談状況や対策についての情報提供(情報の共有システム、全国調査)(7)
- ・平常時対策や体制整備が行える法整備 (8)
- ・不快害虫も含めた衛生動物に対応できる法(通達・指針等含む)整備(2)
- ・関係機関の協力体制の整備(2)
- ・保健所機能の充実(2)

3.2 考察

感染症法が制定されて伝染病予防法が廃止さ

れ、平常時の媒介害虫防除や薬剤の備蓄等に関し、 自治体による衛生動物防除の実施体制の弱体化 が懸念されていることから、自治体の衛生動物に 対する対応の現状を把握することを目的として、 アンケート調査を実施した。

アンケートの結果から、自治体に寄せられる住 民からの衛生動物に関する相談は多岐に渡って おり、保健所設置市などでは年間300件以上の相 談がある自治体が7割近くであった。また、自治 体によって対応内容は異なっていたが、住民から 相談があった場合の薬剤配布や機器貸与、防除の 実施、費用負担などを行っている自治体もかなり あった。一方で、全般的に衛生動物関連予算や担 当者の減少傾向が見られた。これが直接的に衛生 動物防除体制の弱体化に結びついているとは明 言できないが、自治体からの国への要望で、薬剤 や機器購入等に対する財政支援が最も多く挙げ られていたように、財政的な厳しさから、人員や 経費の削減を行わざるを得ない現状が推察され、 その結果、薬剤や防除機器関連の予算が減少して いる可能性が示唆された。伝染病予防法から感染 症法に変わり、平常時の衛生動物対策や薬剤の備 蓄などが明確に示されていないことも関連予算 の減少や担当者の減少に関係していると考えら れ、ウエストナイル熱やデング熱の我が国への侵 入が懸念されている現在、早急な対応が必要と思 われた。

ウエストナイル熱やデング熱の侵入時に媒介 蚊防除は必要不可欠であり、防除のための基礎デ ータとして、発生源の把握や発生状況の調査が重 要となる。しかし、現時点で調査を実施している 自治体は 15%程度にとどまり、侵入に備えた防除 体制の構築やマニュアルの作成を行っている自 治体は、全体的に見ると 5%以下であった。これ に関連した緊急時の対応方法についても、自治体 のみで対応、または自治体と PCO で対応または PCO に委託するとする回答が全体で約 40%あっ たが、それ以外のほとんどは検討中や未定、無回 答であった。これらの状況から、万が一蚊媒介性 疾患が発生した場合には混乱が生じることも予 測され、早急な調査および防除の実施体制の確立 が必要と思われた。また、調査に関しては、全国 的規模の統一基準による調査の実施や分布拡大 を把握するための定点調査なども必要と思われ

た。蚊のみに関する調査ではないが、厚生省によって衛生動物に関する種類別相談件数の全国集計が平成 11 年度まで実施されており、この時点では全都道府県からのデータが収集され、多くの自治体や研究者が利用していた。しかし、今回のアンケート調査によると、都道府県でもその 65%以上が「集計を行っていない」と回答しており、調査等は国主導により実施される必要があると考えられた。

ウエストナイル熱やデング熱の発生の際は、早 急に成虫の生息密度を低下させる必要があり、そ のためには殺虫剤や散布機器が必要不可欠とな る。これらの備蓄や保有状況を見ると、薬剤に関 しては保健所設置市・特別区では約半数が備蓄し ていたが、他はそれよりも低く、都道府県で備蓄 しているところはなかった。防除(散布)機器は 保健所設置市・特別区では80%近くが保有してい たが、市では 60%以下、町村では 40%以下、都 道府県では10%以下であった。これらの備蓄や保 有状況は自治体によってかなり違いがあること から、国または都道府県が一括して備蓄または保 有するようなシステムや自治体間の協力体制の 構築、備蓄や機器保有情報の共有が必要と思われ た。また、蚊に関する住民からの相談に対して「対 応していない」と回答した自治体が約6%あり、 これに関しても自治体のネットワーク等による 対応が必要と思われた。

担当者の減少や駆除吏員の廃止によって、防除 作業を防除業者 (PCO) に委託する自治体がかな りある一方で、その防除内容や防除結果の評価を 行っている自治体は少なかった。現在、PCO に関 しては資格制度等がなく、誰でも防除業を営むこ とができることから、防除を委託した場合には、 その実施方法や内容等の評価は必須である。評価 が行われない理由の一つとして、自治体における 専門家の不在が考えられる。国への要望事項とし て、教育や研修の実施、マニュアル等の作成、害 虫発生動向等に関する情報の提供などが挙げら れていて、自治体によっては衛生動物に関する知 識を持つ職員が不足していると考えられること から、各自治体への専門知識を有する職員の配置 やその育成、第三者による防除内容等の評価シス テムなどの検討が必要と思われた。また、PCO に 関しても、将来的には自治体の防除業務をかなり の部分で補完することになる可能性が高いこと

から、国や自治体としてきちんとした資格や登録、 研修制度を設ける必要があると思われる。

自治体に寄せられる住民からの衛生動物に関する相談は、ハチに関するものが最も多かったが、 多岐に渡っていた。最も多かったハチに関しては、 所管する官庁が明確でないことや法的な裏付けがないことから、防除の実施や防除に対する補助などに関する対応は自治体によって様々であり、 蛾(ドクガなど)やユスリカ、ヤスデなどの有害・ 不快害虫についても同様であった。また、上述のように、疾病媒介蚊に対する対応も自治体によって様々であることから、国への要望事項にも挙げられていたように、有害・不快害虫も含めた衛生動物への対応に関し、何らかの法整備や指針、財政支援等が必要と考えられた。

本調査は平成 19 年度厚生労働科学研究費補助 金(振興・再興感染症研究事業)主任研究者小林 睦生(国立研究奨励金制度)による助成を受けて 実施された。

Summary

The questionnaire survey on the efforts of municipalities to vermins was conducted. A questionnaire mailed was to 1,874 municipalities, and answers were obtained from 1,179 municipalities (62.9%). The vermins with much consultation were hornets and rodents. The municipalities using insecticide to treat against vector mosquitoes was low, and those stocking insecticide was less than half. The amount of stocked insecticide was high in cities where health centers are set up. The budget and the number of staff dealing with vermins in municipalities have declined over the past five years. Many municipality staff appealed the government for financial support and development of laws, and the need for coordination connection with other municipalities.